

図書館関係規定集

情報科学芸術大学院大学条例施行規則

(附属施設)

第4条 大学に、附置研究機関としてメディア文化センターを置く。

2 大学に、附属図書館及び学生寮を置く。

情報科学芸術大学院大学学則

第2章 組織

(附属図書館)

第7条 本学に附属図書館を置く。

第3章 職員

(部局長)

第9条 (略)

3 附属図書館に館長を置き、本学の教授をもって充てる。

(部局長の職務)

第10条 (略)

3 附属図書館長は、学長の命を受け、附属図書館に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。